

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月13日

葛飾区長

葛飾区条例第42号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「による介護時間」の次に「、勤務時間条例第16条の4第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の4第1項の規定による子育て部分休暇」を、「当該介護時間」の次に「、当該子育て部分休暇」を加え、同条第3項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。